平成２１年（フ）第６８５号
石川県石川郡野々市町本町４丁目21番５号
債務者　柴田　武志
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第３４９３号
名古屋市南区本星崎町字宮浦545番地の１カルム宮浦102号
債務者　森岡　愼一
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５３９号
愛知県春日井市上条町４丁目15番地１ベルトピア春日井Ⅰ―502号
債務者　伊藤フローリサこと　ＩＴＯ　ＦＬＯＲＥＳＡ　ＮＵＮＥＺＡ
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３５６６号
名古屋市西区枇杷島１丁目１番１―408号市営枇杷島荘
債務者　鈴木　忠勝
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第３６１０号
名古屋市中村区横井１丁目112番地　ドミール二村201号
債務者　河本　　進
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第１３８号
三重県松阪市日丘町1377番地127
債務者　山川けい子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
津地方裁判所松阪支部

平成２１年（フ）第１７１号
三重県名張市瀬古口147番地１　リベルテ102号、前住所三重県伊賀市白樫2080番地６
債務者　森　江梨香
1　決定年月日時　平成21年12月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
津地方裁判所伊賀支部

平成２１年（フ）第１６４９号
神戸市長田区房王寺町６丁目２番16号　ポートグループ神戸寮
債務者　岸本　親明
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１６６３号
神戸市垂水区中道５丁目２番25号
債務者　及川　千恵（旧姓東尾）
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７１１号
神戸市垂水区霞ヶ丘６丁目４番21―205号、従前の住所神戸市垂水区歌敷山２丁目１番６号
債務者　奥村　洋介
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７３９号
神戸市兵庫区荒田町１丁目７番15―103号、従前の住所神戸市兵庫区荒田町４丁目13番10号
債務者　柳川　　博
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７４０号
兵庫県三田市つつじが丘北１丁目９番地４
債務者　横山　　博
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１７６２号
神戸市兵庫区菊水町２丁目１番９―301号
債務者　廣瀬由里子
1　決定年月日時　平成21年12月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第４４９号
兵庫県川辺郡猪名川町松尾台２丁目１番地12　Ｅ―204、前住所兵庫県川辺郡猪名川町松尾台２丁目１番地12　Ｆ―402
債務者　手島　一美
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４６９号
兵庫県伊丹市宮ノ前３丁目５―７―101、住民票上の住所兵庫県伊丹市宮ノ前３丁目５番７号　西網マンション201号
債務者　草木迫美知子
1　決定年月日時　平成21年12月25日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４７８号
兵庫県伊丹市寺本東１丁目６番18―101号、前住所東京都板橋区赤塚７丁目20番14―101号　ベル・オーブ
債務者　入江　　毅
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４７９号
兵庫県伊丹市寺本東１丁目６番18―101号、前住所東京都板橋区赤塚７丁目20番14―101号　ベル・オーブ
債務者　入江　有紀（旧姓新尾）
1　決定年月日時　平成21年12月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月26日まで
神戸地方裁判所伊丹支部